

○国土交通省告示第二百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び宮崎県

第2 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道218号改築工事（高千穂日之影道路・宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市地内から同町大字七折字平底地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

2 宮崎県起業に係る事業

一般国道218号改築工事（深角インターチェンジ（仮称）・宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内）

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

(1) 収用の部分 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市、字高野、字塩井及び字平底地内

(2) 使用の部分 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市、字椎谷、字東、字高野、字上尾村、字一の水及び字塩井地内

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字鳶ノ巣、字西ノ嶽及び字戸ノ下地内

2 第2の2に係る事業

(1) 収用の部分 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内

(2) 使用の部分 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市地内の三田井インターチェンジ（仮称）から同町大字七折字平底地内の七折インターチェンジ（仮称）

までの延長5.1kmの区間（以下「本件国事業区間」という。）における「一般国道218号改築工事（高千穂日之影道路）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件自専道事業」という。）である。

本件自専道事業のうち、「一般国道218号改築工事（高千穂日之影道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。

## (2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字高野地内（以下「本件県事業区間」という。）における「一般国道218号改築工事（深角インターチェンジ（仮称）」（以下「本件インターチェンジ事業」という。）である。

本件インターチェンジ事業は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件インターチェンジ事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

### (1) 第2の1に係る事業

起業者である国土交通大臣は、既に本件自専道事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件国事業区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、起業者は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由から、本件自専道事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

### (2) 第2の2に係る事業

本件インターチェンジ事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であり、本件県事業区間は、道路法第13条第1項の指定区間ではないこと及び宮崎県内に存することから、起業者である宮崎県は道路管理者であること、また、起業者は道路法第74条の規定に基づく国土交通大臣の認可に代わり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づく交付決定を受けていることなどの理由から、起業者は、本件インターチェンジ事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道218号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、宇城市、宮崎県西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町等を経由して延岡市に至る延長約133kmの主要幹線道路である。

本路線は、宮崎県西臼杵郡日之影町、同郡高千穂町及び同郡五ヶ瀬町（以下「本件地域」という。）と県内の主要都市である延岡市とを連絡する唯一の主要幹線道路であり、物流や観光における交通にとって重要な路線であるとともに、地域住民の日常生活における交通にも欠かせない道路となっている。

しかしながら、本件国事業区間及び本件県事業区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、平成23年3月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査が実施されており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、平成27年6月に、同法等に準じて任意で環境影響調査の照査が実施されており、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているカンダマイマイ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ及びツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、トゲアリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、ヒュウガトウキ、イズハ

ハコ及びキンランその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、宮崎県教育委員会から試掘調査の依頼を受けた箇所が4箇所ある。このうち2箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても宮崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、本件地域の近傍で計画されている高速自動車国道九州横断自動車道延岡線との二重投資を避けるために、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路及びこの自動車専用道路と広域農道とを接続するインターチェンジの延岡方面のランプを建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件国事業区間におけるルートについては、北側ルート案（以下「申請案」という。）、中央ルート案及び南側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、B案と比べて砂防指定地を回避することが可能であること、C案と比べて山間部における橋梁施工等の必要がないため、施工期間が最も短く施工性に優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本件インターチェンジ事業により設置されるランプの位置については、インターチェンジの機能等を考慮したうえで、集落等を回避し、移転対象物件数が少なく周辺への影響が小さいなど、合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、高千穂町長を会長とする国道218号（五ヶ瀬～延岡間）整備促進期成同盟会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県西臼杵郡日之影町役場及び同郡高千穂町役場